

仕入税額の計算の特例

○ 仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（注）は、

① 仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして、仕入税額を計算することができます。

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）

軽減税率の対象
となる税込仕入額

=

課税仕入れ（税込み）

×

小売等軽減売上割合

② 簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

① 売上げを税率ごとに管理できる
卸売業・小売業を営む中小事業者（注）

（注）簡易課税制度を選択しない中小事業者に限ります。

小売等軽減売上割合

卸売業・小売業に係る
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

卸売業・小売業に係る課税売上げ（税込み）

（注）売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。



卸売業・小売業を営む事業者の方は、売上げを税率ごとに管理できれば仕入税額を計算することができます。

② ①の特例を適用する事業者以外の
中小事業者

簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。

（注）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です。



仕入れを税率ごとに管理できない場合は、簡易課税制度を適用して、仕入税額を計算することができます。